

平成 26 年 4 月 1 日

製薬会社各位

独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院 病院長

医局MR活動規定

平素は当病院における「医薬品情報提供活動」にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。当病院医局における MR 活動に関し、以下のとおりに規定しております。ご確認の上、遵守していただきたくお願い申し上げます。
尚、当病院ホームページにも掲載しておりますのでご一読願います。

記

訪問方法

1. **アポイントがあることを原則とします。**アポイントのない場合は、面会できません。
2. 緊急の連絡事項、重大な連絡事項がある場合は、医局秘書を通じて行ってください。

訪問時間

1. アポイントをとる際に、医師と時間調整を行ってください。
2. 緊急訪問に関しては特に制限はありませんが、医局秘書への伝言は 17 時 15 分までとします。

面会場所

1. 医師が指定する場所で行ってください。医局内会議室への入室には許可が必要です。
(医局内への立ち入りは禁止です)

訪問にあたっての注意事項

1. 来院時は薬剤科で訪問記録に記載し、医薬品情報活動訪問証（ネームプレート）を着用して活動を行ってください。
2. 患者さんや職員に支障がないようにご配慮ください。